



環 管 - 234
平成29年5月9日

東北自然エネルギー株式会社
取締役社長 阿 部 聡 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久



能代風力発電所設備更新計画に係る計画段階環境配慮書
に対する意見について（通知）

環境影響評価法第3の7第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

なお、別添の関係市町村長の意見についても十分配慮してください。

1 総括的事項

- (1) 今後の事業計画の検討に当たっては、影響を受けるおそれのある環境要素について、影響の程度を必要に応じて調査・予測し、その結果を総合的に評価して風力発電機の配置等の決定に反映すること。
- (2) 方法書においては、風力発電機の配置等を可能な限り明確にするとともに、環境の保全の配慮に係る検討経緯を具体的に記載すること。
- (3) 事業実施想定区域周辺の既設及び計画中の風力発電所との複合的な環境影響を勘案し、可能な限りこれら他事業の諸元等の情報入手に努め、適切に調査、予測及び評価すること。
- (4) 既設風力発電機の撤去工事を風力発電機の新設工事と同時期に実施する計画であることから、方法書においては、撤去に係る工事計画を可能な限り明確にするとともに、撤去工事の実施に伴う環境影響についても、適切に調査、予測及び評価すること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

新設風力発電機は既設風力発電機より大型化するほか、周波数特性が異なる可能性があること等を踏まえ、適切に調査、予測及び評価し、風力発電機と住居と

の距離を適切に確保する等、施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の影響を回避又は低減するよう配慮すること。

(2) 風車の影

新設風力発電機は既設風力発電機より大型化することから、風力発電機と住居との距離を適切に確保する等、施設の稼働に伴う風車の影の影響を回避又は低減するよう配慮すること。

(3) 動物（鳥類）

事業実施想定区域周辺ではチュウヒの営巣や繁殖行動が確認されているほか、事業実施想定区域の周辺に位置する小友沼や八郎潟干拓地は、国際的に重要なガン・カモ・ハクチョウ類等の渡り鳥の集団飛来地であるため、事業実施想定区域は主要な渡り経路である可能性がある。加えて、周辺には既設及び計画中の風力発電所が多数存在することから、これら鳥類への影響が懸念される。

このため、風力発電機の配置等の決定に当たっては、今後の現地調査の結果や専門家の助言、最新の知見・事例等を踏まえ、事業の実施に伴う影響を回避又は低減する観点から検討すること。

(4) 植物、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施想定区域及びその周辺には、自然景観資源である「風の松原」が広く分布していることから、工事の実施に伴う樹木伐採を極力回避するよう、風力発電機の配置等を検討すること。

【担 当】

秋田県生活環境部環境管理課

環境審査班 高橋、片山

電 話 018-860-1601

FAX 018-860-3881



能衛収第983号

平成29年4月10日

秋田県知事 佐竹 敬久 様

能代市長 齊藤 滋 章



能代風力発電所設備更新計画に係る計画段階環境配慮書
に対する意見について（回答）

平成29年3月23日付け環管一1580で照会のあったこのことについて、下記のとおりです。

記

1 動物について

事業実施想定区域の周辺における動物の注目すべき生息地として、主に「ガン類」の飛来地である小友沼が挙げられている。事業の実施による沼への直接的な影響や、沼を利用するガン類等の飛翔経路からみて、それらに及ぶ影響は小さいとしているが、飛翔経路については平成24、25年に行われた調査結果が用いられており、それ以降に渡り鳥の飛翔経路に変化が起きていないか、専門家のほか、地元で野鳥観察等を行っている団体等へのヒアリングを行い、可能な限り最新の状況を確認しながら調査・予測及び評価を行なうこと。

また、渡り鳥の飛翔経路に対する既設風車・計画中風車との複合影響についても、可能な限り最新の状況を確認しながら調査・予測及び評価を行ない、その回避又は低減を図ること。

2 騒音及び超低周波音について

施設の稼動に伴う騒音及び超低周波音が周辺の集落等に及ぼす影響について、特に超低周波音から受ける影響については個人差もあり、未解明な部分も多いことから、国内外における最新の事例や、可能な限り最新の知見を参考にしながら、調査・予測及び評価を行なうこと。

3 その他

事業実施想定区域周辺には既設風車の他、JAXA（宇宙航空研究開発機構）の附属研究施設である「能代ロケット実験場」があり、各種ロケットエンジン、ジェットエンジンの燃焼実験等が行われていることから、工事中及び施設稼働後における相互の影響、それによる周辺環境への影響について当該機関と十分な協議を行った上、必要な措置を講ずることについて検討すること。